

足摺宇和海国立公園
(足摺地域)

公園計画変更書

[一部変更]

(環境省案)

令和4年 月 日

環 境 省

目 次

第1 公園計画の変更	1
1 変更理由	1
2 事業計画の変更内容	2
(1) 施設計画	2
ア 利用施設計画	2
(ア) 集団施設地区	2

第1 公園計画の変更

1 変更理由

足摺宇和海国立公園は、四国南西部の高知県土佐清水市から愛媛県西予市に至る一帯の海岸部と、沖合の島嶼及び内陸部の山岳・溪谷等からなる。南部の足摺地域は豪壮な断崖が連なる海岸景観、西南部の宇和海地域は繊細な入り江のリアス海岸と島嶼景観が広がる海岸景観を呈しており、これに内陸部の滑床溪谷、篠山、法華津峠周辺を含めた海洋型の国立公園である。

本国立公園足摺地域のうち足摺岬先端部は、ビロウ、アコウ、クワズイモ等の暖帯及び亜熱帯植物景観と花崗岩の海食断崖の海食洞がみられる箇所となっている。足摺岬先端部に位置する足摺岬集団施設地区は四国最南端に位置する全国的にも著名な足摺岬を中心とする利用拠点であり、白山洞門やヤブツバキ群落等の自然景観から、足摺岬灯台や霊場 38 番札所金剛福寺等の人文景観に至るまで、数多くの興味対象を有している。足摺岬先端部には展望台が整備されており、一年を通じて多くの公園利用者に利用される利用の中心地となっているが、老朽化及びユニバーサルデザイン非対応の為、公園利用の質の向上を目的に環境省が再整備を行うこととなっている。

今回変更は環境省が自然公園の適正な利用の観点から早急に実施する事が求められる施設整備を行うものであり、「国立公園の公園計画の見直し要領について」(令和4年4月1日付け環自国発第220416号)の2(3)イに該当するものであることから、公園計画の一部変更として行うものである。

2 事業計画の変更内容

(1) 施設計画

ア 利用施設計画

(ア) 集団施設地区

足摺岬集団施設地区を、次のとおり変更する。

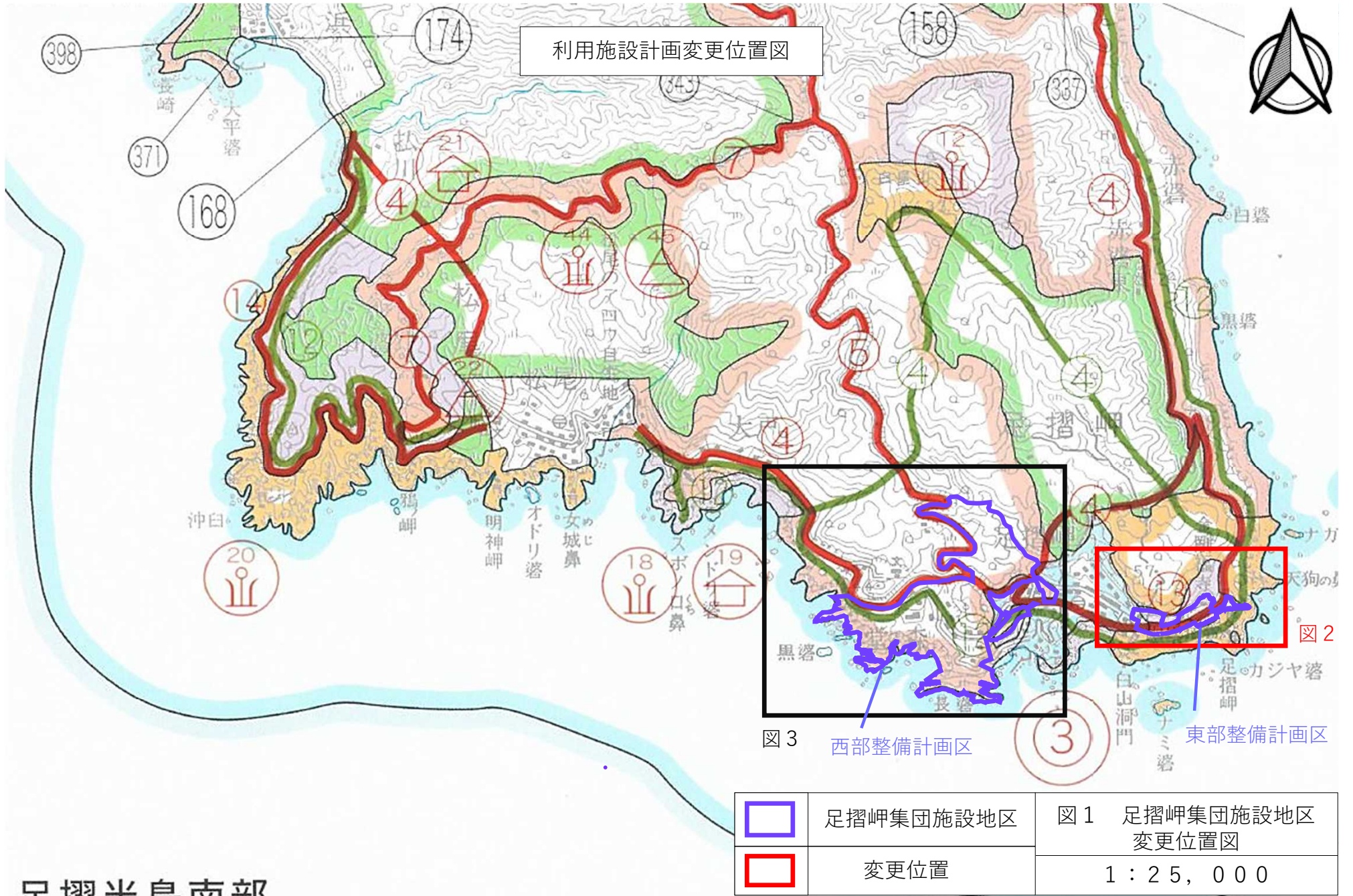
(表1：区域変更表)

番号	区分	名称	告示年月日	変更部分の区域	変更理由	変更面積 (ha)	変更後面積 (ha)
3	拡張	足摺岬	平成7.8.21 第1回点検	高知県土佐清水市足摺岬の一部	足摺岬先端部に位置する展望施設を環境省が再整備することにもない、既存の集団施設地区に隣接する区域を含めた一体的な整備を行うため周辺部を拡張するとともに、土地所有に即して区域線を明確化する。	0.09ha	48.7ha


(表2：集団施設地区表) ※下線部が今回変更箇所

番号	名称	区域	計画目標	整備計画区	整備方針	面積 (ha)			備考
3	足摺岬	高知県土佐清水市 足摺岬の一部	<p>本地区は、四国最南端に位置する全国的にも著名な足摺岬を中心とする利用拠点である。本地区一帯は、足摺岬の他にも、白山洞門やヤブツバキ群落等の自然景観から、足摺岬灯台や霊場38番札所金剛福寺等の人文景観に至るまで、数多くの興味対象を有している。また、本地区一帯は四国西南地域で最大の宿泊拠点ともなっており、これら興味対象を求めて訪れる利用者数は年間約70万人にも及ぶ。</p> <p>このような地区の特性を踏まえ、次の点を計画目標として適切な整備を行うものとする。</p> <p>① 本公園全体の利用拠点として位置づけ、拠点機能の充実を図る。特に、公園全体の自然や利用についての情報提供の機能強化を図るとともに、誰もが利用しやすいようユニバーサルデザイン化を推進する。</p> <p>② 岬先端部のより適正な利用を推進するとともに、本地区全体を新たに自然とのふれあいの場と位置づけ、自然体験滞在型の利用を推進する。</p>	東部 整備計画区	<p>岬先端部に位置する展望台、足摺岬灯台や椿の歩道へ至る導入部にあたる計画区である。</p> <p>集落から岬先端部への動線沿線については、良好な自然林の保全を図るとともに、周囲の景観との調和及びユニバーサルデザインの観点に留意しつつ、園地、休憩所等を整備する。</p> <p>なお、駐車場については、原則として現状規模の範囲内で再整備を行う。</p>	3.6			平成7.8.21告示
				西部 整備計画区	<p>足摺岬集落西部の丘陵地から海岸にかけて広がる計画区である。</p> <p>本公園全体の利用拠点との観点に立ち、優れた自然の中での長時間滞在に対応できるよう、宿舎、園地等の整備を図るとともに、地区全体として自然とのふれあいを推進するために、歩道網の充実やビジターセンター等の整備を行う。</p> <p>すでにホテルや多くの民宿群を抱える県道から海岸にかけての一带では、上記の園地等との連携に留意をしつつ、良好な宿泊滞在拠点として施設の整備を行う。</p> <p>なお、上記施設の整備に際しては、優れた自然景観及び人文景観の保全に配慮するものとする。</p>	45.1			
					面積計		国	公	
				8.3	11.3	29.1			
				48.7					

利用施設計画変更位置図



足摺半島南部

	足摺岬集団施設地区	図1 足摺岬集団施設地区 変更位置図 1 : 2 5 , 0 0 0
	変更位置	

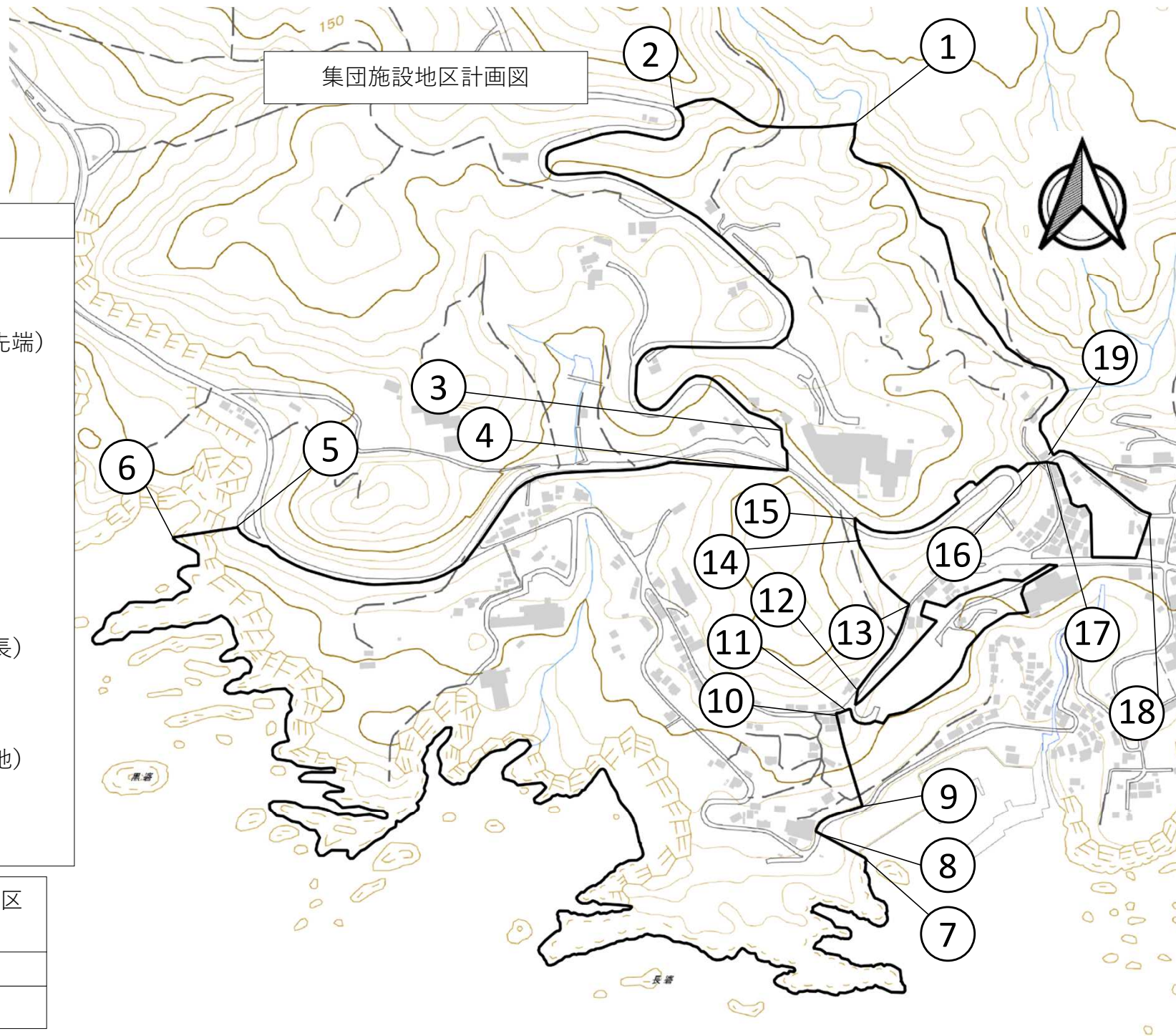
集団施設地区計画図

区域線 凡例	
2-3	道路(含)界
3-4	地類界(森林と宅地)
4-5	小班界
5-6	国有林界
6-7	道路敷(含)界
7-8	地類界(森林と宅地・駐車場)
変更後	
1-2	直線界 (①から真方位270°に②を結ぶ直線界)
8-9	地類界(駐車場・車道と歩道)
9-11	歩道敷(除)界
11-1	土地所有界(公有地と私有地)
変更前	
8-10	歩道(含)界
10-2	地類界(森林と宅地・園地)



	集団施設地区(変更前)
	集団施設地区(変更後)

図2 足摺岬集団施設地区
区域変更図(東部整備計
画区)
1:3000



区域線 凡例	
1 - 2	国有林界
2 - 3	道路敷 (除) 界
3 - 4	見透線界 (歩道起点と稜線先端)
4 - 5	道路敷 (除) 界
5 - 6	稜線界
6 - 7	汀線界
7 - 8	地形界 (崖下線)
8 - 9	道路敷 (除) 界
9 - 10	稜線界
10 - 11	道路敷 (除) 界
11 - 12	園地敷界
12 - 13	道路敷 (除) 界
13 - 14	歩道敷 (含) 界
14 - 15	見透線界 (歩道延長)
15 - 16	地類界 (森林と畑・車道)
16 - 17	道路敷 (含) 界
17 - 18	土地所有界 (市有地)
18 - 19	道路敷 (含) 界
19 - 1	沢界

図3 足摺岬集団施設地区
(西部整備計画区)

1 : 6 0 0 0

 集団施設地区 (変更なし)